三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十九　航空自衛隊久米島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡久米島町
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城山田原二千六十四番地一
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城、字上江洲及び字仲村渠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城、字上江洲、字兼城、字具志川、字仲地、字仲村渠、字西銘、字比屋定及び字山里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十　航空自衛隊知念分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市	佐敷字佐敷千六百四十一番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市	佐敷字佐敷、知念字知念及び知念字吉富（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市	字つきしろ、佐敷字伊原（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字兼久（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字佐敷、佐敷字新里（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字手登根（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字冨祖崎（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字屋比久（次の図面に示す部分に限る。）、玉城字親慶原（次の図面に示す部分に限る。）、玉城字垣花（次の図面に示す部分に限る。）、玉城字仲村渠（次の図面に示す部分に限る。）、知念字安座真（次の図面に示す部分に限る。）、知念字具志堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字久手堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字志喜屋（次の図面に示す部分に限る。）、知念字知名（次の図面に示す部分に限る。）、知念字山里（次の図面に示す部分に限る。）及び知念字吉富（次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯二十六度十分十九秒、東経百二十七度四十七分十二秒の点 二　北緯二十六度十分十九秒、東経百二十七度四十七分二十六秒の点
		一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十一　航空自衛隊与座岳分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県糸満市	字与座千七百八十番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県糸満市	字大里及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県糸満市	字新垣、字大里、字国吉、字真栄平及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字高良、字富盛、字仲座、字玻名城及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十二　航空自衛隊宮古島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野野原千百九十番地百八十九
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野野原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野野原、城辺下里添、平良下里及び平良西里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）